

○ 総務省令第五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を施行するため、第二種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月十五日

総務大臣 山本 早苗

第二種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

（第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第一条 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし」を削り、「当該事業者」を「事業者」に、「合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない」を「ものとして総務大臣が別に定める値又は一のいずれか低い方の値とする」に改める。

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第二条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の九の三中「及び様式第十七の四の二から第十七の四の七まで」を「並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで及び総務大臣が別に告示する様式」に、「は、千円単位又は百万円単位をもつて」を「及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて」に改める。

様式第十七の四の三を次のように改める。

8 削除

様式第十七の四の五を次のように改める。

様式第 17 の 4 の 5 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能の接続料

	(設備等の算定上の区分)	計
原価 (単位: 円)		
利潤 (単位: 円)		
需要 (単位: Mbps)		
(原価 + 利潤) ÷ 需要		
当該機能による使用回数		

接続料単価		
備考		

- 注1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2号に掲げる機能をいう。
- 2 設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行っている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行っていない場合は、単一の区分として記載すること。
- 3 設備等の算定上の区分の欄は、「(原価+利潤)÷需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。
- 4 「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が1度使用される場合は「1」と記載すること。
- 5 「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。
- 6 注2から注5までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行った算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。
- 7 接続料単価の「計」の欄の値を接続約款に記載する接続料単価の単位に変換する式を備考欄

に記載すること。

2 MNP転送機能の接続料

	(設備等の算定上の区分)	計
原価 (単位:円)		
利潤 (単位:円)		
需要 (単位:秒)		
(原価+利潤) ÷ 需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

注1 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第3号に掲げる機能をいう。

2 設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行っている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行っていない場合は、単一の区分として記載すること。

3 設備等の算定上の区分の欄は、「(原価+利潤) ÷ 需要」に「当該機能による使用回数」を

乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。

- 4 「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が1度使用される場合は「1」と記載すること。
- 5 「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。
- 6 注2から注5までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行った算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

3 SMS 伝送交換機能の接続料

	(設備等の算定上の区分)	計
原価 (単位: 円)		
利潤 (単位: 円)		
需要 (単位: 回数)		
(原価 + 利潤) ÷ 需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		

											(何	計
(1)第 二種 指定 端末 系交 換設 備	(2)第 二種 指定 中継 系伝 送路 設備	(3)第 二種 指定 中継 系交 換設 備	(4)第 二種 指定 中継 系交 換設 備間 の伝 送路 設備	(5)第 二種 指定 端末 系無 線基 地局	(6)第 二種 指定 端末 系無 線基 地局 と第 二種 指定 端末 系交 換局 間の 伝送 路設	(7)信 号用 伝送 路設 備	(8)信 号用 中継 交換 機	(9)携 帯電 話の 端末 の認 証等 を行 うた めに 用い られ るサ ービ ス制 御局	(10)他 事業 者の 電気 通信 設備 と(1) ～(9) との 間に 設置 され る伝 送路 設備	(11)設 備へ) の帰 属が 認め られ ない もの		

(原価＋利潤) ÷ 需要													
当該機能による使用回数													
接続料単価													
備考													

- 注1 同一設備区分の設備であつても、需要が異なる設備については区分して記載すること。
- 2 (1)から(11)までの設備区分によることが困難である場合には、必要に応じ、当該設備区分の欄を変更して記載すること。
- 3 「需要」の欄は、通信時間を記載すること。
- 4 設備区分ごとの欄は、「(原価＋利潤) ÷ 需要」に「接続に係る役務による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。
- 5 「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役務で当該設備区分が1度使用される場合は「1」と記載すること。
- 6 「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備区分ごとの値を合計したものを記載すること。
- 7 「当該機能による使用回数」及び「接続料単価」の欄は、設備の使用の態様を考慮して複数の役務種別ごとの接続料を設定する場合は、当該役務種別ごとに記載すること。

その他無形固定資産																				
無形固定資産合計																				
電気通信事業固定資産合計																				

- 注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同条第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同条第4号に掲げる機能をいう。
- 2 「音声伝送役務」の欄には、携帯電話に係るもののみを記載すること。
- 3 「データ伝送役務」の欄には、携帯電話及びBWAに係るもののみを記載すること。
- 4 「データ伝送役務」の欄は、携帯電話、BWA等の区分の別に従い、レートベースの算定を分ける場合にあつては、当該区分ごとに分割すること。

様式第17の4の7(第23条の9の3関係)

様式第17の4の7(第23条の9の3関係)

機能別運転資本計算表(レートベースの運転資本の算定)

	音声伝送交換 機能に係る運	データ伝送交 換機能に係る	MNP転送機 能に係る運転	SMS伝送交 換機能に係る

	転資本の額	運転資本の額	資本の額	運転資本の額
運転資本（年額）				
接続料原価				
一）減価償却費				
一）固定資産除却費				
一）租税公課				
小計				
接続料の収納までの平均的な期間				
運転資本（期間額）				

- 注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同条第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同条第4号に掲げる機能をいう。
- 2 「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表1（音声伝送交換

機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出)の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

- 3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表2（データ伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。
- 4 「MNP転送機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表1（音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「MNP転送機能」の該当する欄の値を記載すること。
- 5 「SMS伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表1（音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「SMS伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

註 記

(単位:百万円)

1 この欄には、公債の元金及び利息を記載する。

(経過措置)

- 2 改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則の規定は、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成二十七年四月一日以降である接続料の算定から適用し、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成二十七年三月三十一日以前である接続料の算定については、なお従前の例による。

(検討)

- 3 総務大臣は、この省令の施行後三年を目途として、この省令による改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則第九条第四項の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。